

海外 EC を活用した販路拡大・定着支援業務委託基本仕様書

第 1 章 総則

第 1 条（適用）

本仕様書は、宮崎県が発注する海外 EC を活用した販路拡大・定着支援業務委託に適用する。

第 2 条（一般事項等）

- (1) 当該業務は、契約によるほか、本仕様書及び別途定める業務処理要領に基づき実施すること。
- (2) 契約締結後速やかに着手し、本業務の進行については随時報告すること。
- (3) 本業務における資料・根拠等は全て明確にしておくこと。
- (4) 受託者は、常に県と密接な連携を図り、効率的進行に努めること。
- (5) 本業務にかかる委託料は、その他の事業費への流用をしないこと。
- (6) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、県と協議して定めること。

第 2 章 業務内容

第 3 条（目的）

本業務は、今後も市場成長が見込まれる ASEAN 地域の EC サイトを活用した県産品の販路拡大を図るため、実店舗での販売支援や現地 EC サイトにおけるテスト販売及びプロモーション等を連動して実施し、得られた課題を分析して現地ニーズに合った商品へブラッシュアップすることにより、県内事業者の海外 EC への参入・定着を促し、輸出拡大を図ることを目的とする。

第 4 条（取扱品目）

県産の食品、飲料（アルコールを含む）

第 5 条（対象国）

シンガポールを含む ASEAN 地域の 1 カ国以上

第 6 条（業務内容）

- (1) 県内企業への情報提供や相談対応に関すること
- (2) 県産食品の認知度向上に関すること
- (3) 県内企業の販路開拓・拡大の支援に関すること

- (4) 商談機会の創出に関すること
- (5) その他（県産食品の輸出拡大のために必要と認められること）

第3章 その他

第7条（対象外経費）

次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- (1) 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- (2) 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
- (5) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

第8条（経理処理）

経理処理にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 委託事業者は、本業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額、支出額を記載し、経理の用途を明らかにすること。
- (2) 経理にあたっては、その支出の内容を証する証拠書類（業務従事者の出張、商談会等への参加等の活動を示す業務日誌、復命書等及びそれらの活動に係る支出を証明する領収書等）を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

第9条（その他）

- (1) 委託業務の実施に当たって、第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度等に関して、非難を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、受託者の責任において直ちに問題解決に当たり、その経緯について、任意様式により県へ速やかに報告するものとする。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものとする。

- (2) 業務を遂行するにあたっては、個人情報取扱特記事項を遵守すること。